

子育て支援時代の保育士養成

橋 本 信 子

Nursery-Staff Training-Course in the Age of Supported Child-Care

Nobuko HASHIMOTO

はじめに

わが国における少子化問題は多くの子育て支援策を講じているにもかかわらず、期待されたほどの成果を上げることもできず、ますます深刻の度を深めている。国庫予算を投じて行われた多くの支援策には、保育所が関わっているものが多く、延長保育、夜間保育、休日保育、病後児保育、中学生・高校生の実習の積極的な受け入れ、子育て相談、一時保育、園開放など、挙げれば枚挙に暇がない。少子化の進行に伴って保育所は先に挙げた支援の拡大・拡充を求められ、今に至っている。

保育所は、子育て支援策の多くを繰り出す厚生労働省の管轄下に置かれ、即時の対応が迫られる。こうした状況下にある保育所に保育士を送り出す養成校は、時代の要請をどのように受け止め、いかなる保育士養成を行えばよいのだろうか。本稿は、子育て支援の変遷を追い、現在の保育士に求められている資質と能力を明らかにし、子育て支援に対応できる保育士養成について考察していく。

1. 保育サービスの充実・拡充をめざした支援時代 ——1.57ショックから「新エンゼルプラン」まで——

戦後、第1次ベビーブームといわれる1947（昭和22）年から1949（昭和24）年のわが国の出生数は1年間で概ね270万人であった。その頃に生まれた世代が親になる頃に訪れたのが1973（昭和48）年をピークとする第2次ベビーブームである。しかし、その後は出生数、合計特殊出生率¹⁾（以下、出生率とする）ともに低下の一途をたどり、2006（平成18）年の出生数は概ね109万人、第1次ベビーブームの頃の半分にも満たない出生数になっている。そうしたなか、当時の厚生省が「1989（平成元）年の人口動態統計調査の概況」で明らかにした出生率1.57の発表は、衝撃的でさえあった。“1.57”という数値は、前年の1.66から一気に下落したものであったこと、さらに、それまでの最低であった1966年（丙午）の1.58を下回り、統計を取り始めた1899（明治32）年以降の最低値だったことで、出生率の低下が社会問題として一気に注目されることになったのである。

1) 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数

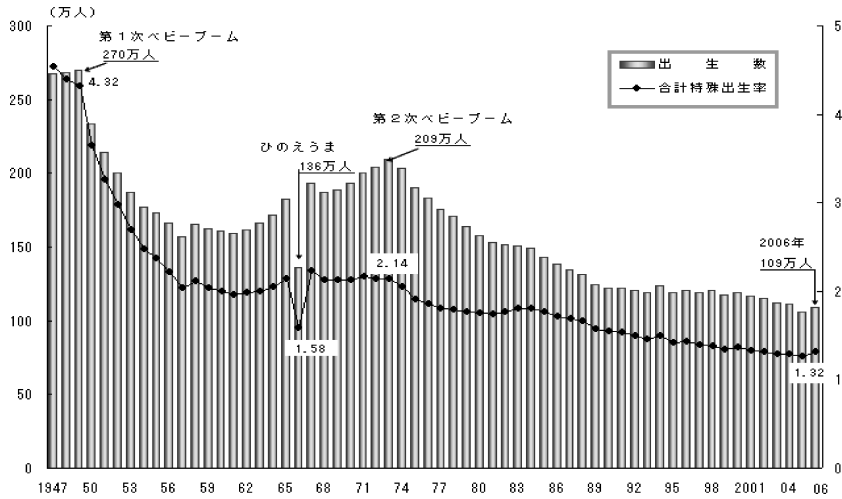


図1 出生数および合計特殊出生率の推移（国立社会保障・人口問題研究所）

少子化傾向は、深刻な社会状況をもたらすことが当初より指摘されてきた。第一は、子どもの育ちに対する懸念である。子ども同士のふれあいが減少することで自主性や社会性が育ちにくくなり、その結果、生きる力が乏しくなるという指摘であった。第二は、社会的影響への懸念である。高齢化の進行によって社会保障費用が莫大になり、少子化世代の納税者の負担額が相当なものになることや、労働力の減少や消費人口の減少によって現在の経済社会を維持することが困難になることなどが予測され、社会の活力が脆弱化するというものであった。

1990（平成2）年8月、出生率低下に対応するために、内閣内政審議室に“健やかに子供を生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議”を設置し、翌年1月、政府が取り組むべき少子化対策の基本方針や具体的な施策について取りまとめた「健やかに子供を生き育てる環境づくりについて」を発表した。本来、結婚や子育ては個人の生き方にかかわる問題であるが、政府としては“あくまで結婚や子育てへの意欲を持つ若い人々を支えられるような環境づくりを進める”という施策の基本的方向を明らかにしている。

これを受けて1994（平成6）年12月に策定されたのが「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（以下、「エンゼルプラン」と記す：当時の文部・厚生・労働・建設4大臣合意に基づく）と、その具体的実施計画である「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（以下「緊急保育対策等5か年事業」と記す：当時の大蔵・厚生・自治3大臣の合意に基づく）であった。

「エンゼルプラン」では、少子化の原因を“晩婚化による未婚率²⁾の増加”と“夫婦の出生力

2) 一度も結婚していない人の割合。総務省統計局『国勢調査』によれば25歳～29歳の未婚率は、1990年では男性64.4%、女性40.2%であった。女性の未婚率が前回調査の1985年と比較して9.6ポイント上昇していることが注目された。その後の未婚率は1995年の調査では男性66.9%、女性48.0%。2000年では男性69.3%、女性54.0%、2005年では男性72.6%、女性59.9%と依然増加傾向を示している。30歳～34歳の未婚率は、1985年では男性28.1%、女性10.4%。1990年では男性32.6%、女性13.9%。1995年では男性37.3%、女性19.7%、2000年では男性42.9%、女性26.6%、2005年では男性47.7%、女性32.6%と男性女性とも未婚率は増加傾向にある。

の低下”とし、これらの原因を招いた背景は、①女性の職場進出に伴う子育てと仕事の両立の難しさ、②育児がもたらす心理的・肉体的負担、③大都市圏を中心とした厳しい住宅事情、④教育費等の子育てコストの増大、にあると指摘している。そのため、施策の基本的方向として①子育てと仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅および生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの軽減、の5項目を打ち出し、それに従った重点施策を明らかにしている。特に、女性の社会進出の増加に伴って、多様な保育ニーズを提供することが子育て支援社会の構築に不可欠として、保育サービスの充実を強く打ち出し、国、地方自治体はもとより企業、職場、地域社会が連携して子育て支援システムの基盤整備を進めようとするものになっている。

「エンゼルプラン」の意向を受け、1995（平成7）年度から1999（平成11）年度までに行なう保育事業について取りまとめられたものが「緊急保育対策等5か年事業」である。保育需要の多様化に対応するための具体的施策と整備目標が示されており、子どもを生き育てやすい社会の構築に向けて大きな期待を担うものであった【表-1】。

【表-1】「緊急保育対策等5か年事業」における 保育サービス等の拡充規模

項 目	1994年度 (当年度予算)	1999年度 (整備目標)
低年齢児（0～2歳児）保育の推進	45万人	60万人
18：00以降の時間延長型保育の実施	2,230か所	7,000か所
一時的保育	450か所	3,000か所
乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	500か所
放課後児童クラブ	4,520か所	9,000か所
多機能化保育所の整備	-	1,500か所
地域子育て支援センター	236か所	3,000か所

（「緊急保育対策等5か年事業」により拙者作成）

「エンゼルプラン」と「緊急保育対策等5か年事業」に掲げられた事業について、当時の厚生省は都道府県や市町村に対し、「エンゼルプラン」の計画期間10年間を目標年次として事業の実施計画を策定し、積極的に取り組んでいくことを求めた。この実施計画は“児童育成計画”と言われるもので、“地方版エンゼルプラン”とも呼ばれている。児童育成計画の作成方法を示したものが「児童育成計画策定指針」（1995年6月）であり、同指針では、アンケート調査・ヒアリング・懇談会などを通して、児童の状況やサービス提供の現状およびニーズの動向を十分把握して策定することが明記されている。“地域住民の多様なサービスに応え、将来の保育サービス等の事業量に関する具体的な整備目標を設定して事業を進めていく”ことが求められており、市町村と都道府県それぞれに児童育成計画を作成することとされていた。

「エンゼルプラン」の推進に向けて、育児休業給付支給開始（1995年4月）、「特別保育事業の実施について」の通知（1995年4月）、育児・介護休業法の施行（1995年10月）など、具体的な支援策が打ち出されていくなか、1997（平成9）年の出生率が1.39の史上最低を更新したことが発表された。子育て支援体制の基盤整備が本格的に着手されたばかりの時期であったとはいえ、

早急できめ細かな支援対策の実施が緊急の社会的課題であることを人々に強く認知させることとなった。史上最低の出生率の結果を重く受け止め、内閣総理大臣主宰による“少子化への対応を考える有識者会議”が設置された。この会議の提言としてまとめられたものが「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」（1998年12月）である。この提言では、若い男女が新たな家庭を築き、子どもを育てていくことを困難にするような社会経済的・心理的な要因が存在し、そのような制約や要因を取り除いていく環境整備が必要であると述べられている。また、環境整備そのものは、高齢化への対応としても望ましい取り組みであり、誰もが住みやすいと実感できる社会を築くことにもつながっていくと言及している。さらに、環境整備すべき内容が“働き方”に関する事項と“家庭・地域・教育のあり方等”に関する事項に区別してまとめられており、企業を巻き込みながら社会全体で推進する姿勢をこれまで以上に強く打ち出したものになっている。

「緊急保育対策等5か年事業」が1999年に完成年度を迎えるにあたって、その成果の評価と見直しが行われた。「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」の趣旨に沿い、同時に「エンゼルプラン」を受け継ぐものとして、1999（平成11）年12月、“少子化対策推進関係閣僚会議”において「少子化対策推進基本方針」が決定された。「少子化対策推進基本方針」では、少子化対策とは“仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような、さまざまな環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとする”もので、男女共同参画社会の形成や子どもが健やかに育っていくことのできる社会づくりを国民的な理解と支援の広がりをもって進める対策である、と述べられている。基本的施策として以下の6項目を挙げている。①固定的な性別役割分業意識や職場優先の企業風土の是正、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、④利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備、⑤子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進、⑥子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備 であり、項目ごとに実施すべき施策があげられている。

「少子化対策推進基本方針」に盛り込まれた少子化対策のうち、とくに重点的に取り組むことが必要とされている働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅等についての施策を計画的に進めていくため、1999年12月、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（以下、「新エンゼルプラン」という）が発表された。「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等5か年事業」は期間を完了し、1999年以降は「少子化対策推進基本方針」と「新エンゼルプラン」に引き継がれた。

「新エンゼルプラン」の主な内容は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援 の8項目が挙げられており、それぞれに具体的な対策と目標値が提示されている【表-2】。「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等5か年事業」と比較すると、“仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備”（上記②の内容）だけでなく、働き方そのもの、つまり“固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正”について言及した部分が新たに加わっている。また、母子保健医療体制について、妊娠、胎児から出生、小児、思春期、成人、そして妊娠に至るサイクルに関わる総合的かつ継続的可能な医療として、“成育医療”を進めていくことも、これまでにはなかった取り組みである。母子保健医療体制の整備については、厚生省

(当時)が2000(平成12)年11月、「健やか親子21」を発表し、2010年度の数値目標を掲げて推進に努力しているところである。

【表-2】 新エンゼルプラン 保育サービス等の拡充規模(一部を抜粋)

項 目	1999年度 (当年度概数)	2004年度 (整備目標値)
低年齢児(0～2歳)の受け入れの拡大	58万人	68万人
延長保育の推進	7,000か所	10,000か所
休日保育の推進	100か所	300か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	450市町村	500市町村
多機能保育所等の整備	1,600か所	2,000か所
地域子育て支援センターの整備	1,500か所	3,000か所
一時保育の推進	1,500か所	3,000か所
ファミリー・サポート・センターの整備	62か所	180か所
放課後児童クラブの推進	9,000か所	11,500か所

(「新エンゼルプラン」により拙者作成)

2. ワーク・アンド・バランスをめざす子育て支援時代 ——「仕事と子育ての両立支援策の方針について」から 「新しい少子化対策について」まで——

2001(平成13)年7月、男女共同参画会議の決定に基づいて「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された。これには、5つの事業が盛り込まれている。①仕事と子育ての両立は多くの場合、企業の支援なしにはできないことから、両立ライフに対する職場改革の実施、②待機児童ゼロを目指した施設の設置、③多様で良質の保育サービスの実施、④放課後児童対策の推進、⑤ファミリー・サポートセンターの設置を含め、保育所・幼稚園や学生・生徒のボランティアなど地域の多様な人材の子育てへの活用、である。ここに至って子育て支援策は、保育所・幼稚園・児童館はもとより企業や地域、学生・生徒までも巻き込んだ支援体制を構築し、“男は仕事、女は家事・育児”という固定的な性役割分業意識から脱却させようとする意図が以前にも増して強く感じられるものになってきた。

2002(平成14)年1月に発表された「日本の将来推計人口について」では、少子化の主たる原因とされた“晩婚化”に加え、“夫婦の出生力そのものの低下”が進んでいるという見解が明らかにされた。この現象に対して、これまでとは違うもう一つの支援が必要であるとの見解から、厚生労働省は2002年9月に「少子化対策プラスワン」を発表した。これまでの取り組みは、共働き家庭の子育てと仕事の両立支援に重点が置かれ、多様な保育サービスの充実が課題とされていた。しかし、子育ての困難さは仕事との両立をめざす家庭だけに生じているものではない。専業主婦家庭の子育てには共働き家庭の子育てとは異なった困難を抱えていることが指摘されたのである。そのため、支援の対象は子育て家庭全般となり、子どもの最善の幸福を実現するために各家庭が抱える困難さにきめ細かく対応していこうとするものになった。今後は、①男性を含めた

働き方の見直し ②地域における子育て支援 ③社会保障における次世代支援 ④子どもの社会性の向上や自立の促進 という4つの柱に沿って、すべての働きながら子どもを育てている人への支援、子育てをしているすべての家庭への支援、次世代を育む親になるための支援に取り組んでいくことが述べられている。

「少子化対策プラスワン」における少子化対策を推進するために、政府は2003（平成15）年3月、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、「少子化対策プラスワン」で掲げられていた内容を具体的に示した。2003年と2004年の2年間で次世代育成支援対策の基盤整備期間として、計画策定や具体的な対策への準備を進めることになった。2003（平成15）年7月には「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行された（2015年3月31日までの時限立法）。これは、“次世代育成支援対策を迅速にかつ重点的に推進”するために策定されたもので、国や地方公共団体は“基本理念に則り、次世代育成支援対策を推進するように努めなければならない”とし、事業主や国民は、“国や地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない”ことを明記している。また、市町村や都道府県だけでなく事業主にも行動計画の策定を求めていることは、特筆すべき事柄である。

2003年7月に制定された「少子化社会対策基本法」では、少子化の進展が“有史以来の未曾有の事態”であり、この事態を克服するには“長期的な展望に立った努力の積み重ねと長い時間が必要であるにもかかわらず、残された時間はあまりにも少ない”と、事態が緊迫した危機的状況にあることを述べている。少子化の進展に対処するための施策を策定し、実施する責務を有するのは国（第3条）であるが、地方公共団体・事業主・国民がそれぞれに果たす責務についても明示され、協力して施策にあたる姿勢を求めている（第4・5・6条）。雇用環境の整備（第10条）、保育サービス等の充実（第11条）、地域社会における子育て支援体制の整備（第12条）、母子保健医療体制の充実（第13条）、ゆとりのある教育の推進（第14条）、生活環境の整備（第15条）、経済的負担の軽減（第16条）、教育および啓発（第17条）など、対策は多岐にわたっている。こうした課題に対処するために、2004（平成16年）6月4日、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。これは、概ね10年後を展望した上で、2009（平成21）年度までの5年間に講じる具体的施策の内容が示されたものである。

保育所をはじめとして保育サービス等の整備目標を達成し、働く女性に対する多くの支援策も講じたが、この間も少子化に歯止めがかかるとはなかった。一方、専業主婦世帯の子育てにも多くの問題が生じてきた。専業主婦は共働き世帯よりも子育てへの不安感が強く、出生数も多くないという現状が明らかになった。そのため、「少子化社会対策大綱」は、ライフステージの各段階で必要となる多様できめ細かな支援を、求めている人に的確に届けることを目指そうとするものになっている。

少子化の流れを変えるために打ち出された重点課題は、①ニート対策とも関連して、“若者の自立とたくましい子どもの育ち”を支援する ②男女がともに子どもを生み、育てやすい職場環境づくりにつながる“仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し”を図る ③子どもを生み、育てることの喜びや意義などに理解を深める ④子どもの最善の利益につながる“子育ての支えあいと連帯”を醸成する の4つであった。これらの重点課題に取り組むため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（2004年12月、少子化社会対策会議決定）では、約130に及ぶ少子化対策を具体的に挙げている。「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」には、子育て支援策として考えられる限りの施策が網羅されており、これを

着実に推進させることが少子化に歯止めをかけることにつながると、大きな期待が寄せられた。「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」は、「子ども・子育て応援プラン」とも「新々エンゼルプラン」とも呼ばれており、「新エンゼルプラン」（2000年度から2004年度）を引き継ぐものとして策定されたものであった【表-3】。

【表-3】 新々エンゼルプラン 保育サービス等の拡充規模（一部を抜粋）

項 目	2004年度 (当年度概数)	2009年度 (整備目標値)
受け入れ児童数の拡大	203万人	215万人
延長保育の推進	12,783か所	16,200か所
休日保育の推進	666か所	2,200か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	507か所	1,500か所
地域子育て支援センターの整備	2,783か所	4,400か所
一時・特定保育の推進	5,935か所	9,500か所
ファミリー・サポート・センターの整備	368か所	710か所
放課後児童クラブの推進	15,133か所	17,500か所

(「新々エンゼルプラン」により拙者作成)

多くの子育て支援策に取り組むなか、2005年の出生数は概ね106万人、出生率は1.25といずれも過去最低を記録し、少子化の事態はますます深刻なものになった。加えて、年間の出生数よりも死亡数が多くなり、人口の自然減も始まった。当時の内閣は事態を重く受け止め、“少子化社会対策推進会議”を設置、その下に“少子化社会対策推進専門委員会”を置いて、「子ども・子育て応援プラン」で掲げられた検討課題、すなわち“地域や家族に対する多様な子育て支援サービスの充実”“働き方の見直しと両立支援策の推進”“経済的支援”の戦略的推進を図った。同専門委員会報告書「これからの少子化対策について」（2006年5月）では、“子ども達は、家庭や地域社会の喜びであるばかりでなく、これからの社会の希望であり、未来からの預かりもの、これからの日本社会をつくりあげていく力となる”とした上で、若い世代が子どもを生み育て、子育ての喜びを感じながら働き続けることができる社会を構築していかなければならないこと、そのために“仕事と育児の両立支援”と“地域における子育て支援”が重点課題となることを述べている。

“仕事と育児の両立支援”では、子育て期において、親が子どもと一緒に過ごす時間は、親にとっても子どもにとっても喜びであることが述べられ、長時間労働や仕事優先になっている働き方を見直すことが必要であるとして、例えば、育児休業、年次休暇の取得促進、長時間労働の是正、子育て期間中の短時間就労などの柔軟な働き方などが挙げられており、勤労者のワーク・アンド・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざそうとする方針を打ち出している。出産後も働き続けやすい職場環境を構築し、必要な保育サービスを充実させていくことは大切であるが、人生の一時期を子育てに専心することを望む女性も少なくないことから、子育て後の再就職支援を進めていく必要もあるとの見解を述べている。“地域における子育て支援”では、子どもを中心に多世代がつながり、支え合うことを通して地域の人との絆を深め、親として育てられた後は

地域の新たな子育ての支援者として力を発揮することを求め、子育て力の循環型社会構築への視点を明らかにしている。検討課題の一つに挙げられていた“経済的支援”については、妊娠・出産費用の負担軽減、子育て費用の負担軽減が提案され、ヨーロッパ諸国では少子化対策としてではなく、家族政策として伝統的に充実が図られていることを取り上げて、子育て費用の軽減に向けてさらなる支援策を検討するよう、政府に求めていることもこれまでには見られなかった内容である。

この報告書をもとにまとめられたのが「新しい少子化対策について」(2006年6月)である。「新しい少子化対策について」では、“新生児・乳幼児期”“未就学期”“小学生期”“中学生・高校生・大学生期”に区分して子育て支援策を整備し、成長にしたがって漏れなく、かつきめ細かく対応していく姿勢を見せている。2007(平成19)年2月からは、“少子化社会対策推進会議”に代わって“子どもと家族を応援する日本”重点戦略検討会議が発足した。諸外国の家族政策の教訓を踏まえながら、“基本戦略”“働き方の改革”“地域や家族の再生”“点検・評価”について新たな方向性が打ち出されている。

3. 子育て支援の視点からみる『保育所保育指針』と保育士養成課程

少子化対策として「エンゼルプラン」が策定されて、14年が経過した。この間、保育所保育を規定する『保育所保育指針』の改訂が1999年度と2008年度に行われた。これらの改訂に、子育て支援策がどのように関わっているのかを手がかりに、保育士養成課程を考察していくこととする。

1999年度版『保育所保育指針』には、「保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となってきた³⁾」と子育て支援への見解が明らかにされており、歴代の『保育所保育指針』⁴⁾を通じて初めて子育て支援の取り組みが盛り込まれた。具体的には、“保育所における子育て支援及び職員の研修など”と題する章を第13章に設けて、仕事と子育ての両立のためにできる保育サービスの具体的内容、地域における子育て支援の取り組みを挙げている。保育所の通常業務である保育として、障害のある子どもの保育、延長保育、夜間保育などの充実を求め、地域に対しては“最も身近な児童福祉施設”として、地域の子育て家庭における子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴って子育て支援を行うことを求めている。地域における具体的な子育て支援として一時保育、地域活動事業、乳幼児の保育に関する相談・助言を挙げ、その業務内容と留意事項についても触れている。また、保育所に求められる質の高い保育、入所児童の多様な保育ニーズへの対応や子育て支援のサービスは、職員の研修と自己研鑽によって確保できるものであるとして、職員の研修を体系的、計画的に実施することが明記されている。

2008年度版では、子育て支援は第6章に記されており、“保育所に入所している子どもの保護者に対する支援”と“地域における子育て支援”に分けて支援の具体的内容が示されている。挙げられている具体的内容は1999年度版と変化はない。特徴的なのは、支援に携わる保育士の心情や態度について述べられている点である。“子どもの最善の利益を考慮”する、“子どもの福祉を

3) 厚生労働省『保育所保育指針』第1章総則

4) “歴代の『保育所保育指針』”には、1950(昭和25)年3月発行『保育所運営要領』、1952(昭和27)年3月発行『保育指針』、1965(昭和40)年9月発行『保育所保育指針』、1990(平成2)年4月改訂『保育所保育指針』、1999(平成11)年10月改訂『保育所保育指針』を含む。

重視”する，“保護者ととも、子どもの成長の喜びを共有する”，“保護者の気持ちを受け止める”など、支援に温かみを持たせようとする記述が見られることである。また，“職員の資質向上等”と題した章を新たに設け、子育て支援に携わる保育士の資質の向上と保育の質の向上を図るよう努めなければならないとしている。そのために，“自己評価”という取り組みを行うことを定めており、厚生労働省が2008（平成20）年3月に策定した“保育所における質の向上のためのアクションプログラム”を反映した記述が見られる。

「新エンゼルプラン」で新たに加わった内容である“働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正”は、1999年度版の第1章総則（2）保育の方法キにおいて、「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないようにすること」と述べられている。政府は1996（平成8）年12月、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、女性・男性ともに社会に参画し、性別にとらわれることなく、充実した生き方ができる社会を築いていこうとする方策を進めていたが、これを反映させた箇所であると捉えることができる。保育所においては、少子化の要因の一つとして挙げられている男女の固定的な役割分業意識や仕事最優先の雇用慣行・企業風土を是正する目的で、“女の子だから”とか“男の子だから”という社会的性差に基づいた対応を保育の場に持ち込まないことが明記されている。

保育所が担う少子化対策への役割が拡大するなかで、保育士の高い専門性や対応力がますます求められるようになってきた。厚生労働省は、2001（平成13）年2月、保育士養成課程の改正を行った。策定を担当した保育士養成課程等検討委員会は「今後の保育士養成課程等の見直しについて（報告）」の中で見直しの方向性に触れ、「必修科目の設定に当たっては、育児相談等家族支援を担う資質の涵養、学生の自主的学習能力の強化、保育所における乳児保育の一般化や障害児保育の浸透、保育所以外の児童福祉施設における保育士としての専門性の確保など時代のニーズに沿った科目の強化を図ることが必要である」ことを述べている。こうした方向性は、「家族援助論」「総合演習」が新設されたこと、「障害児保育」「養護内容」が選択必修科目から必修科目になったことに反映していることが明らかになった。

ま と め

保育所等が関わる子育て支援サービスの“メニューは出尽くした”と言われている。これからは、量から質への転換が図られることが2008年度版保育所保育指針からも読み取れる。入所児の保育、入所児の親への子育て支援、地域の保護者と子どもへの子育て支援、それぞれの質を上げるために、これまで以上の自己研鑽が求められてきている。

保育所における子育て支援は、従来の保育業務に支障を生じさせないところで積極的に行うことが基本となっているため、従来の保育業務を十分にこなすことのできる資質・能力を養成校ではこれまで以上に育てていかなければならないのは言うまでもない。養成校で十分な資質・能力を育てることが出来なかった保育士が保育所保育に従事することは、子育て支援機能の低下につながることに留意し、質の高い保育士の養成に力を注いでいかなければならないと考える。

拙稿は、子育て支援時代の保育士養成を明らかにするものであったが、幼保一元化が進むなか、子育て支援に対応する幼稚園教諭養成との関係を明らかにした上で、今後は子育て支援に対する保育者養成として論じていきたい。（この論文は『家族援助論』北大路書房 2009 第4章1の拙稿をもとに構成したものである）

【参 考 資 料】

- 1) 健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議「健やかに子どもを産み育てる環境づくりについて」1991
- 2) 文部・厚生・労働・建設4大臣合意「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」1994
- 3) 大蔵・厚生・自治3大臣合意「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」1994
- 4) 少子化への対応を考える有識者会議「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」1998
- 5) 少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」1999
- 6) 大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」1999
- 7) 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針について」2001
- 8) 厚生労働省「少子化対策プラスワン」2002
- 9) 少子化対策推進関係閣僚会議「次世代育成支援に関する当面の取組方針」2003
- 10) 次世代育成支援対策推進法 2003
- 11) 少子化対策基本法 2003
- 12) 閣議決定「少子化社会対策大綱」2004
- 13) 少子化社会対策会議「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」2004
- 14) 少子化社会対策推進専門委員会「これからの少子化対策について」2006
- 15) 少子化社会対策会議「新しい少子化対策について」2006
- 16) 保育士養成課程等検討委員会「今後の保育士養成課程等の見直しについて」2001

[2008. 9. 29 受理]